

佐々町固定資産税等過誤納金に係る償還金支払要綱（平成23年2月21日要綱第2号）

最終改正:令和2年3月23日要綱第6号

改正内容:令和2年3月23日要綱第6号 [令和2年4月1日]

○佐々町固定資産税等過誤納金に係る償還金支払要綱

平成23年2月21日要綱第2号

改正

令和2年3月23日要綱第6号

佐々町固定資産税等過誤納金に係る償還金支払要綱

（目的）

第1条 この要綱は、固定資産税及び国民健康保険税（以下「固定資産税等」という。）に係る過誤納金のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき還付することができない過誤納金に相当する額（以下「還付不能金」という。）につき、固定資産税等過誤納償還金（以下「償還金」という。）を支払うことにより、納税者の不利益を補てんとするとともに、もって行政に対する信頼の確保を図ることを目的とする。

（支払の根拠）

第2条 償還金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定による支出とする。

（支払対象者）

第3条 町長は、還付不能金が生じたときは、当該納税者に対し、償還金を支払う。

2 前項の場合において、相続があったときは、当該相続人を支払対象者とみなし償還金を支払う。

3 前項の支払対象者について、複数の相続人があるときは、相続人代表者に償還金を支払う。この場合において、相続人代表者名あて人は、町長に対して固定資産を現に所有する者の申告書を提出するものとする。ただし、町長が申告書の提出が不要であると認める場合は、この限りでない。

4 当該賦課処分の対象者が共有であるときは、当該納税通知書の送付先の名あて人に償還金を支払う。この場合において、名あて人は、町長に対して共有代表者届出書を提出するものとする。ただし、町長が届出書の提出が不要であると認める場合は、この限りでない。

（対象年度）

第4条 還付不能金の支払対象となる期間は、課税誤りが判明した日の属する年度の初日において、当該年度分の法定納期限の翌日から起算して20年を経過していない年度分とする。

（償還金の額及び算定方法）

第5条 償還金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とし、その算定方法は、当該各号に定めるところによる。

（1）還付不能金

ア 還付不能金は、固定資産課税台帳等の関係資料によって算定するものとし、当初課税標準額より算出した税額から修正後課税標準額より算出した税額を差し引いた額とする。

イ アの課税標準額を計算する場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

ウ アの当初税額若しくは修正後税額に100円未満の端数があるとき又は全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（2）利息相当額

ア 利息相当額は、民法（明治29年法律第89号）第404条を適用し、当該還付金に同法で定める法定利率を乗じて計算した額とし、還付不能金の対象となった納付金の納付の日の属する年度の法定納期限の翌日から当該償還金の支払を決定した日までの期間の日数に応じ算定した額とする。ただし、地方税法に基づく過誤納により生じる還付金は除く。

算式：還付不能金×利率×延日数／365

イ 計算の基礎となる還付不能金に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

ウ 利息相当額に100円未満の端数があるとき又は全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（償還金の請求）

第6条 償還金の支払を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、償還金の支払を町長に請求するものとする。

（償還金の通知）

第7条 町長は、償還金を支払うときは、その請求者にその額を通知する。

（償還金の支払）

第8条 町長は、前条の規定により通知したときは、速やかに、請求者に支払うものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月23日要綱第6号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第5条第1項第2号の規定は、この要綱の施行の日以降に発生した償還金から適用し、同日前に発生した償還金については、なお従前の例による。

---